

(案)

造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)
- 2 事業場所 愛媛県宇和島市津島町下畑地 陰平山国有林2004林班ち3小班外4
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令 和 8 年 2 月 16 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年5月20日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住所 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号
氏名 分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩 印

請負者（乙） 住所
氏名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面 積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
1	地拵	陰平山	2004ち3	3.30	ha				自 契約日の翌日 至 令和8年2月16日 普通筋置(全刈)
	小計			3.30	ha				
2	植付	陰平山	2004ち3	3.30	ha		7,260	7,260	自 契約日の翌日 至 令和8年2月16日 2,200本/ha
	小計			3.30	ha		7,260	7,260	
3	鹿防護網設置	陰平山	2004ち3	1,950	m				自 契約日の翌日 至 令和8年2月16日
	小計			1,950	m				
4	下刈 防護柵点検・簡易補修	加塚山	2023い	6.09 1,750	ha m				別途協議 筋刈
5	下刈 防護柵点検・簡易補修	奈良奥山	2053は	1.95 850	ha m				別途協議 全刈
6	下刈 防護柵点検・簡易補修	目黒山	2077に	12.99 2,500	ha m				別途協議 筋刈
7	下刈 防護柵点検・簡易補修	目黒山	2077に1	3.97 1,200	ha m				別途協議 筋刈
	小計			25.00 6,300	ha m				
8	歩道修理	目黒山	2077に1	420	m				自 契約日の翌日 至 令和8年2月16日
	小計			420	m				
	計			31.60 8,670	ha m		7,260	7,260	

1. 本数伐採率は実地調査(收穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

材料仕様書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
獣害防護網	下記 7 参照	式	1	内訳は、下記 7 のとおり
ヒノキ コンテナ苗	苗齢2以上 苗長35cm上 根元径3.5mm上	本	7,260	

3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、上記2. の苗木については、花粉の少ない苗木（特定苗木等）が調達可能な場合は優先的に使用すること。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6. 獣害防止ネットについては、下記及び別紙「鹿防護網設置仕様書及び標準図」を参考とし同等又は同等以上のものとする。

7. 獣害防護ネット一式

品名	規格等	数量	単位
①獣害防護ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.3m×50m 上段1.0mポリエチレン（400D 30本以上） 中段1.0mステンレス入り（400D 30本以上 φ0.29 4本） 下段0.3mポリエチレン（400D 30本以上） 視認性の良い色	39	枚
②上張り、下張り、裾抑えロープ	φ 8×55m PEロープ	117	巻
③支柱控えロープ	φ 6×55m PEロープ	48	巻
④支柱	φ 33×2400mm FRP	585	本
⑤支柱キャップ	φ 33mm用 FRP	585	個
⑥アンカー（控え用）	400mm以上 4方向返し付き ABS製	585	本
⑦アンカー（押さえ用）	400mm以上 4方向返し付き ABS製	1,950	本
⑧アンカー（下張り用）	400mm以上 4方向返し付き ABS製	1,170	本
⑨結束バンド（ネット用）	200mm 100本/袋	18	袋
⑩補修糸	φ 2.6mm×55m巻（ステンレス入り ネット繫目補修用）	4	巻

※支柱控えロープは、1方向につき4.5mを確保、支柱293本×2方向×4.5m=2637m ∴48巻

※材料に過不足が生じた場合は、監督職員と協議することとし、余りがあった場合は作業完了後に監督職員へ引き渡しすること。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.5 m

筋置幅 1.5 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請一 13)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2,200 本
 - (2) 列間距離 2.0 m 苗間距離 2.3 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 1 7)

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第 3 0 条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の 1 / 3 以下、置筋については 1 / 2 以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の 1 / 3 以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第 3 2 条及び第 3 8 条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1 年以内	2 年以内	3 年以内	4 年以内	5 年以内
許容損傷率	5 %	4 %	3 %	2 %	1 %

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

(造請－ 3 0)

歩道修理作業仕様書

歩道修理作業仕様書については、造林事業請負標準仕様書第 3 5 条によるほか次のとおりとする。

- 1 歩道上並びに歩道両側の雑草木は、歩行に支障のないよう刈払いの上、刈払物を取り片づけること。
- 2 路面の凹凸の甚だしい箇所及び崩壊箇所は、1. 0 m の幅員となるよう平らにかきならすこと。
- 3 排水溝の土砂類は、除去すること。
- 4 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。

防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

（作業の定義等）

1. 下刈作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

（作業要領）

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - （1） 請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
 - （2） 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - （3） 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

（報告）

3. 報告については、以下のとおりとする。
 - （1） 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - （2） 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

（その他）

4. 下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

防護柵点検・補修表

国有林名	林小班	点検実施日	点検者
		点検実施日	点検者

全周	延長 (m)
----	--------

補修箇所			大きな補修箇所	
実施箇所	破損原因	補修内容	実施箇所	破損原因
①			❶	

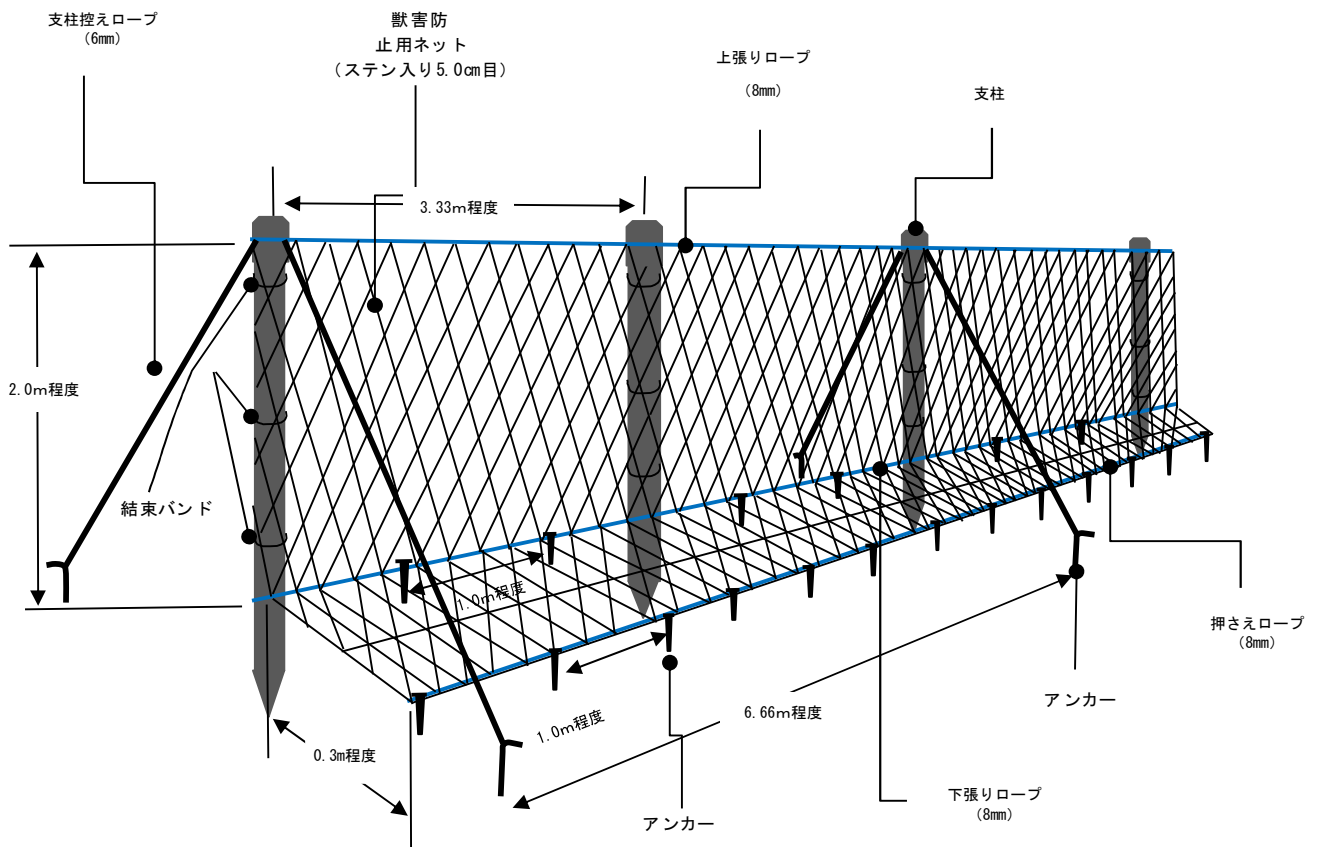
- 【記載方法等】
1. 破損原因、補修内容については、以下により記載すること。
- 破損原因

破れ
穴あき
シカ絡まり
支柱倒れ
支柱折れ
ロープ切れ
その他（具体的に）
- 補修内容

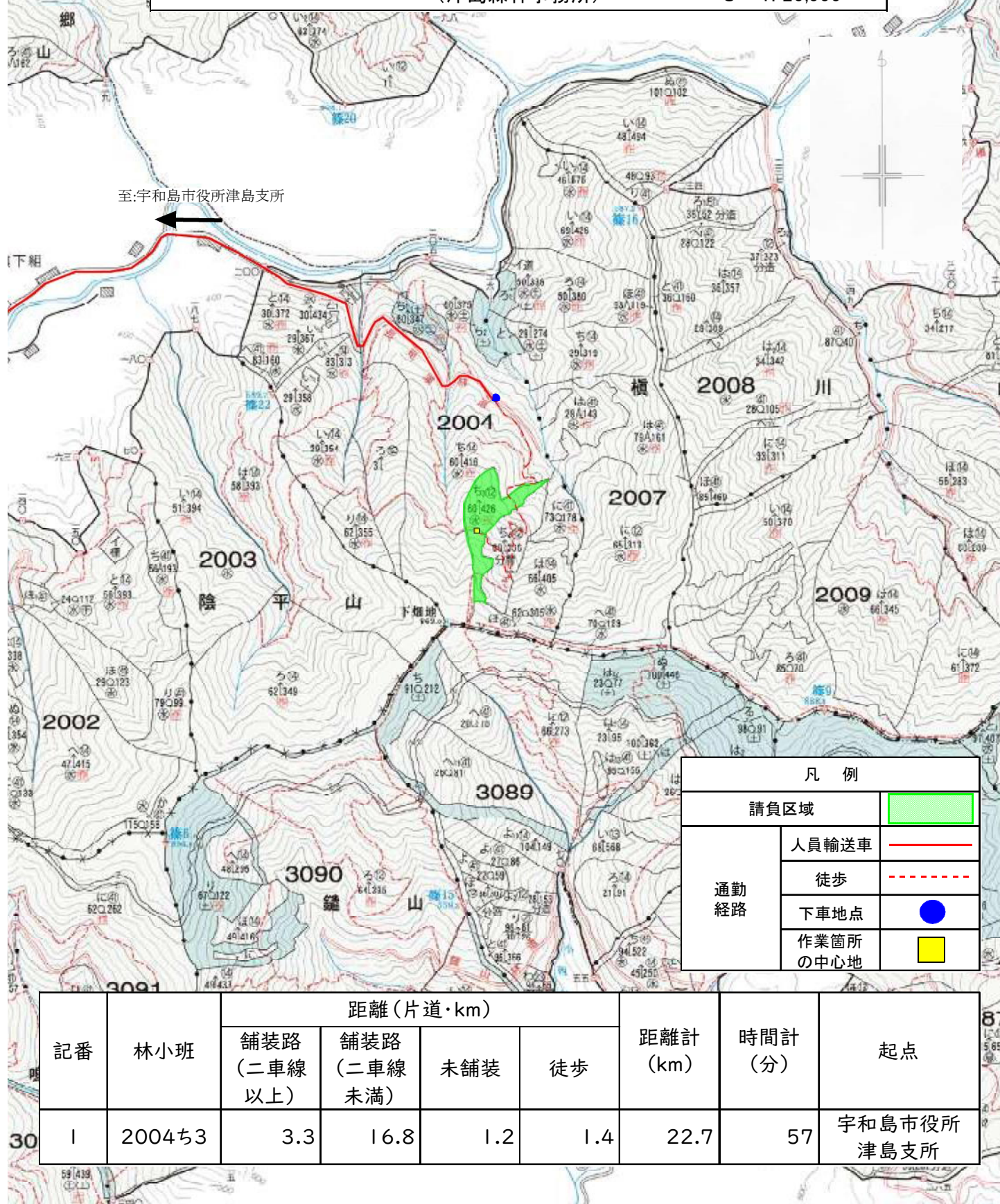
補修
交換
その他（具体的に）
2. 破損原因が複数の場合は、主の原因を記載する。
3. 「①」は補修箇所、「❶」は大きな破損箇所。

鹿防護網（L字ネット）設置仕様書及び標準図

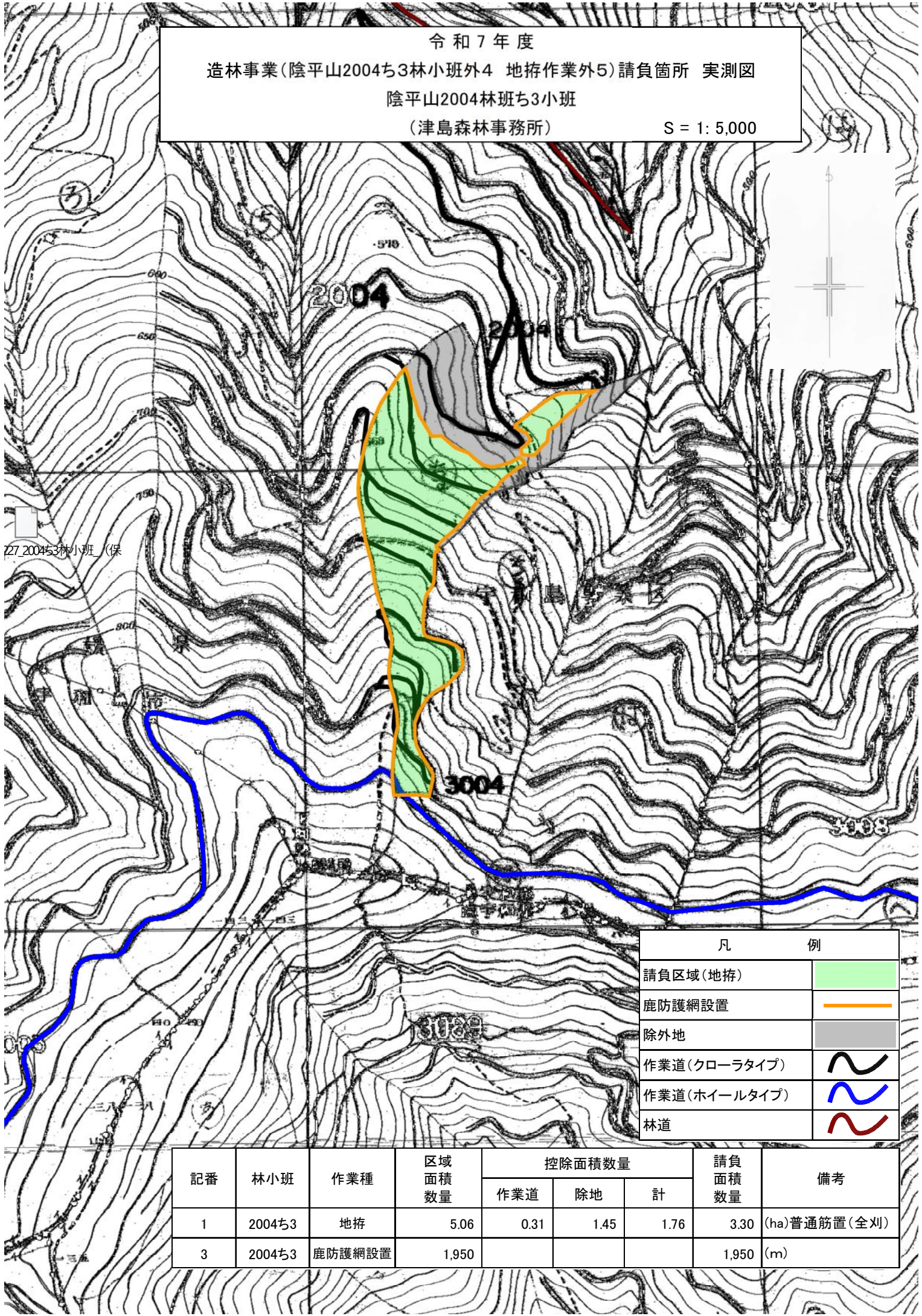
1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
3. 鹿防護網設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 支柱の間隔は3.33m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
5. 支柱と本体ネットは、上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
6. 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
7. アンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔、裾押さえロープに1.0m程度の間隔で、出来るだけ互い違いに設置し、ロープと地面に隙間が出来ないようにしっかりと固定すること。
8. 支柱控えロープの固定は、アンカーを使用すること。
9. 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
10. 材料使用日誌に各人の設置距離を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
11. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



令和7年度
造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 位置図
陰平山2004林班ち3小班
(津島森林事務所) S = 1: 20,000



令和7年度
造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 実測図
陰平山2004林班ち3小班
(津島森林事務所) S = 1: 5,000

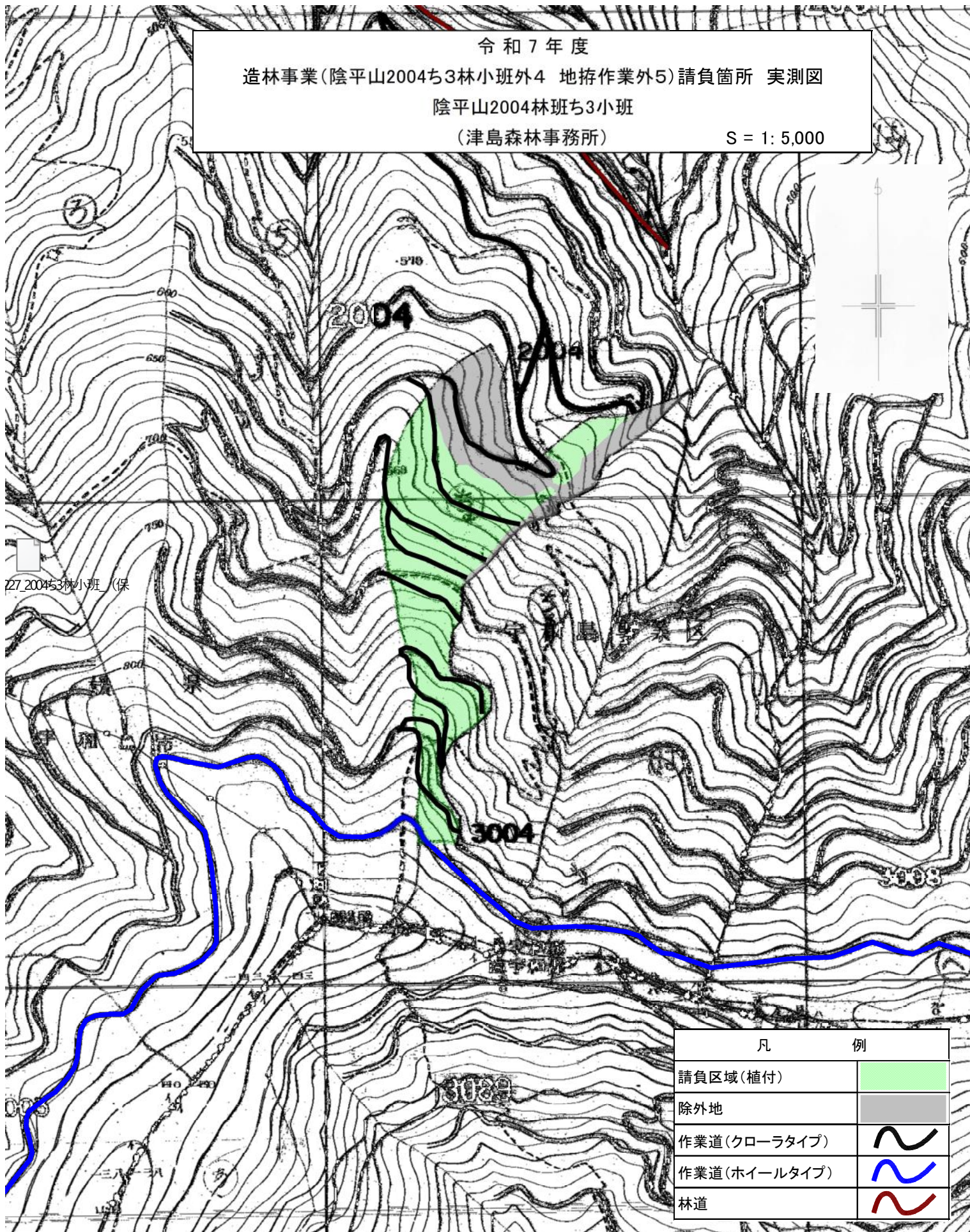


227.2004ち3林小班(保)

凡 例	
請負区域(地拵)	
鹿防護網設置	
除外地	
作業道(クローラタイプ)	
作業道(ホイールタイプ)	
林道	

記番	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量			請負 面積 数量	備考
				作業道	除地	計		
1	2004ち3	地拵	5.06	0.31	1.45	1.76	3.30	(ha)普通筋置(全刈)
3	2004ち3	鹿防護網設置	1,950				1,950	(m)

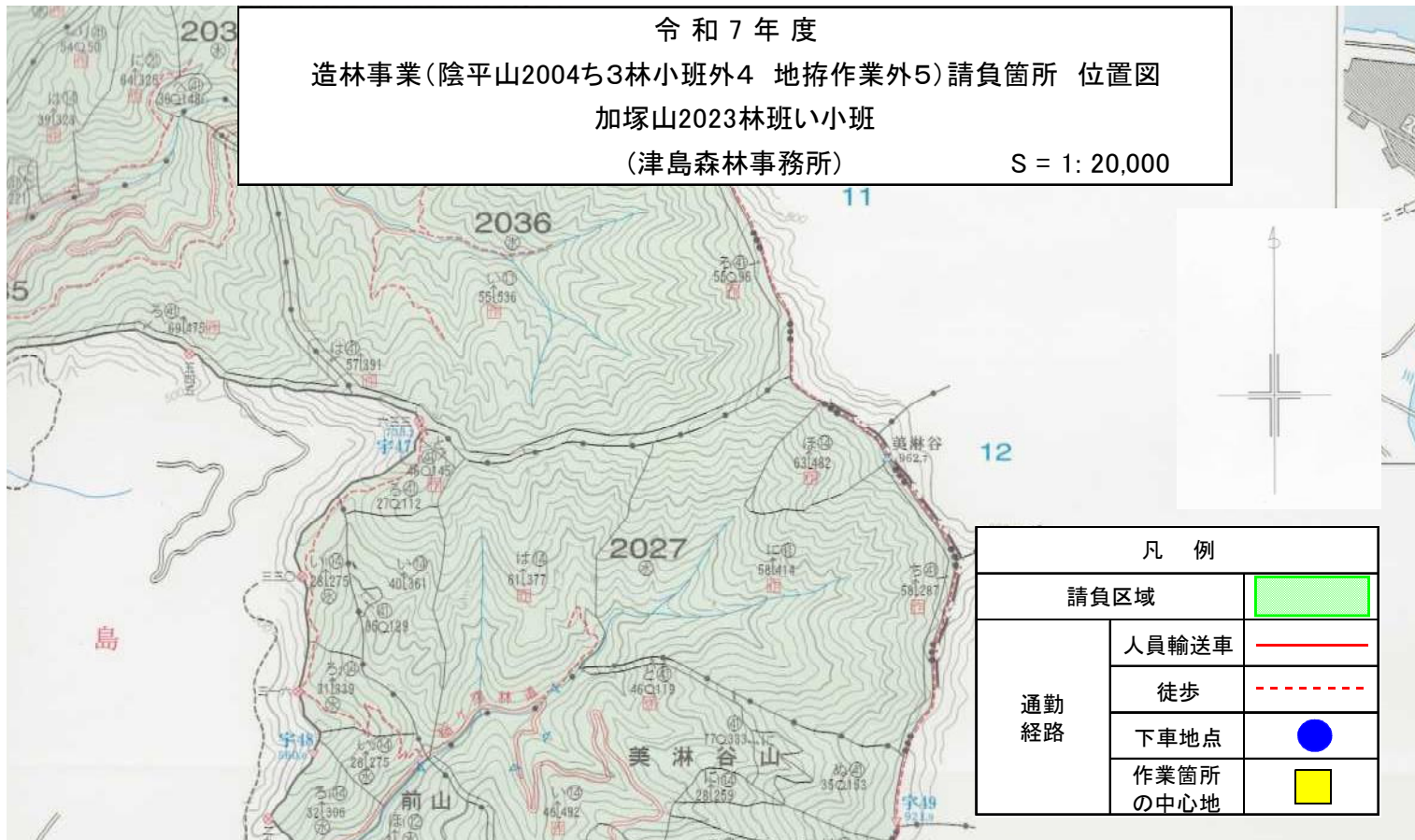
令和7年度
造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 実測図
陰平山2004林班ち3小班
(津島森林事務所) S = 1: 5,000



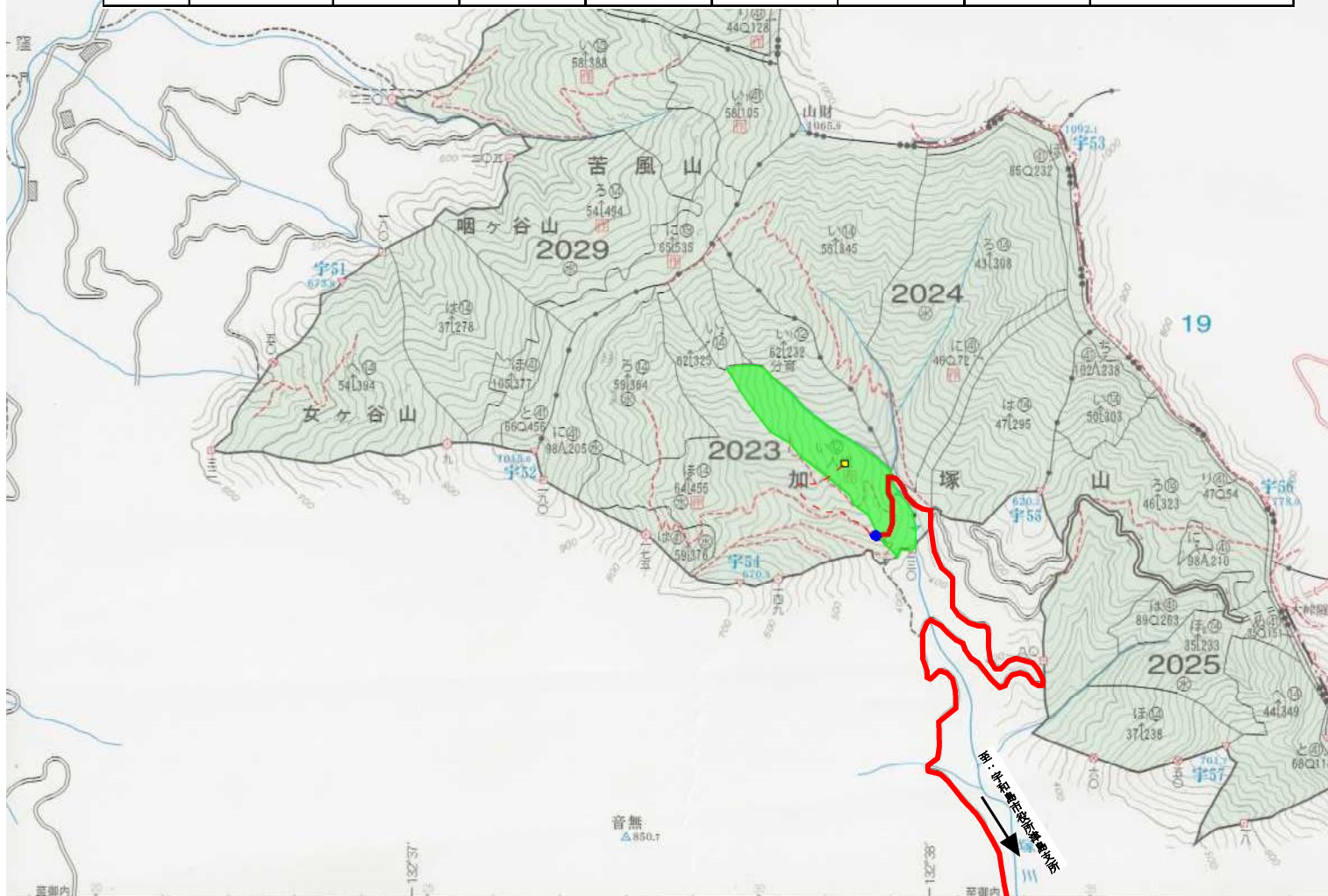
凡 例	
請負区域(植付)	
除外地	
作業道(クローラタイプ)	
作業道(ホイールタイプ)	
林道	

記番	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量		請負面積数量				備考
						ヒノキ		計		
				作業道	除地	面積(ha)	本数	面積(ha)	本数	
2	2004ち3	植付	5.06	0.31	1.45	3.30	7,260	3.30	7,260	2,200本/ha

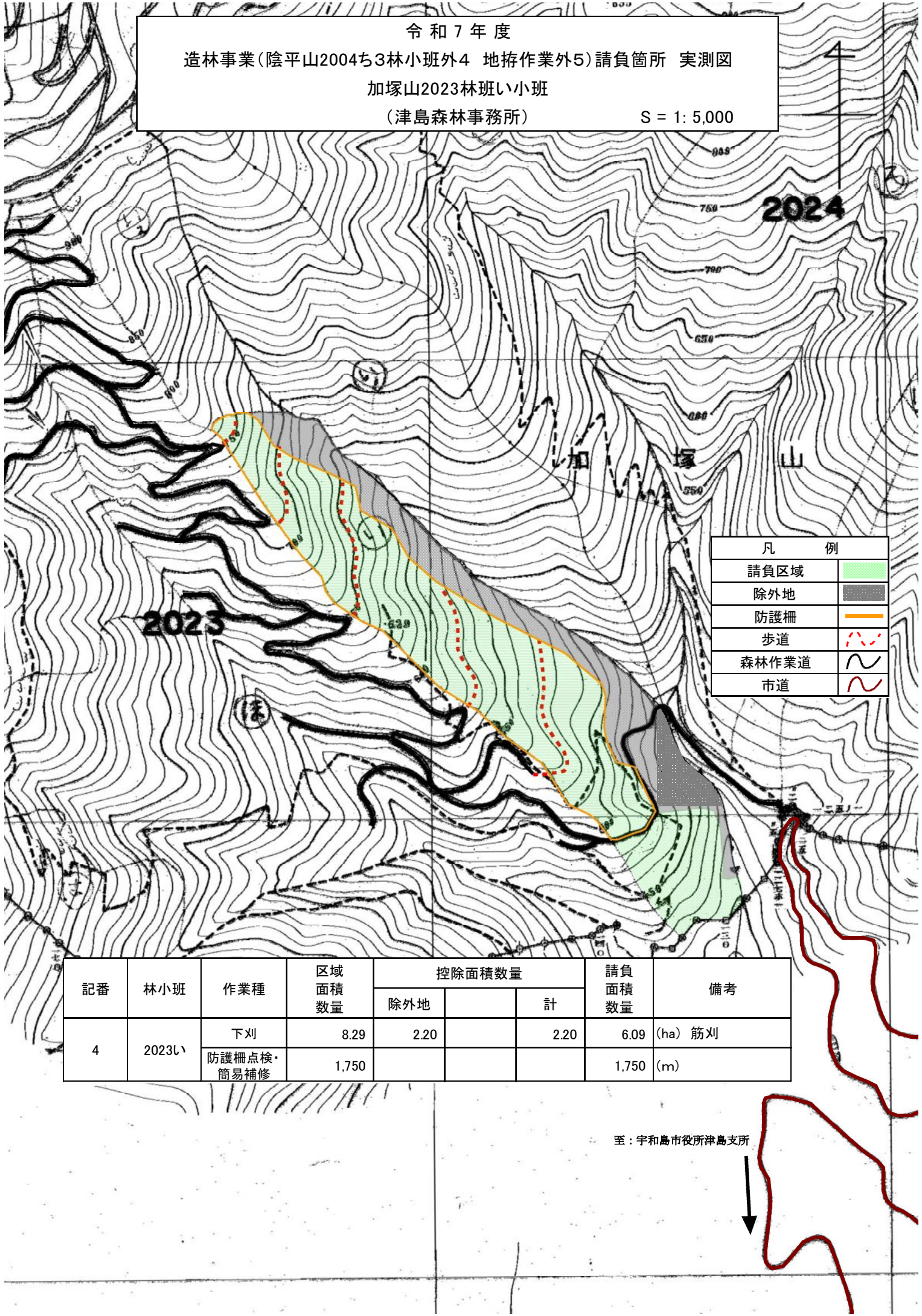
令和7年度
造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 位置図
加塚山2023林班い小班
(津島森林事務所) S = 1: 20,000



記番	林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	時間計 (分)	起点
		舗装路 (二車線 以上)	舗装路 (二車線 未満)	未舗装	徒歩			
4	2023い	15.7	4.0	0.3	0.5	20.5	37	宇和島市役所 津島支所



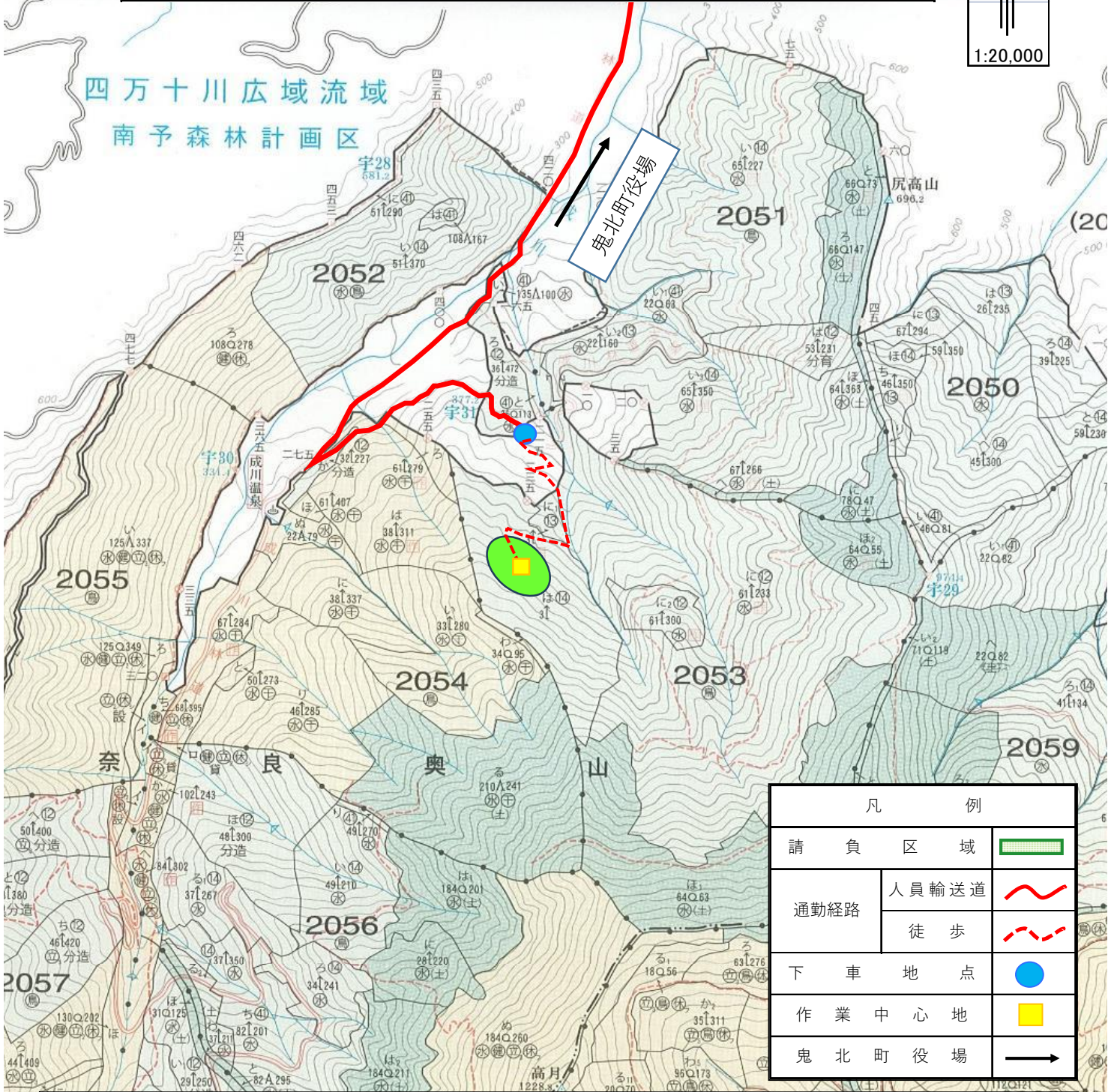
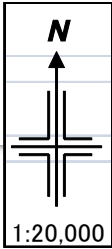
令和7年度
造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 実測図
加塚山2023林班い小班
(津島森林事務所) S = 1: 5,000



記番	林小班	作業種	区域面積 数量	控除面積数量			請負 面積 数量	備考
				除外地		計		
4	2023い	下刈	8.29	2.20		2.20	6.09	(ha) 筋刈
		防護柵点検・ 簡易補修	1,750				1,750	(m)

至：宇和島市役所津島支所

令和7年度
 造林事業（陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5）請負箇所 位置図
 奈良奥山2053林班は小班
 （宇和島森林事務所） S = 1: 20,000



凡 例	
請 負 区 域	
通勤経路	人員輸送道
	徒 歩
下 車 地 点	
作 業 中 心 地	
鬼 北 町 役 場	

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計 （km）	時間計 （分）	起点
		舗装路 （二車線 以上）	舗装路 （二車線 未満）	未舗装	徒歩			
5	2053は	6.2	2.8	1.0	0.5	10.5	23	鬼北町役場

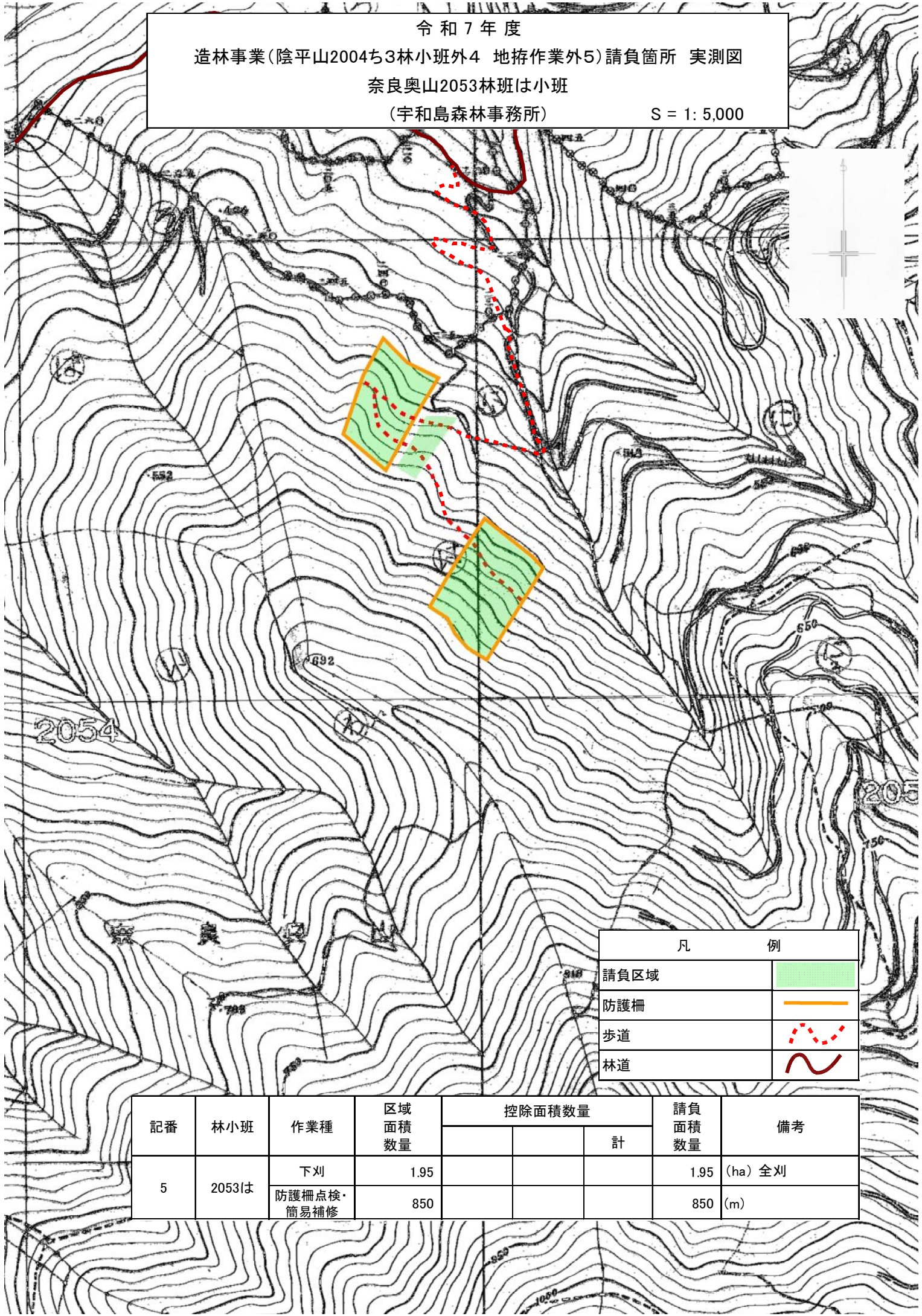
令和7年度

造林事業(陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5)請負箇所 実測図

奈良奥山2053林班は小班

(宇和島森林事務所)

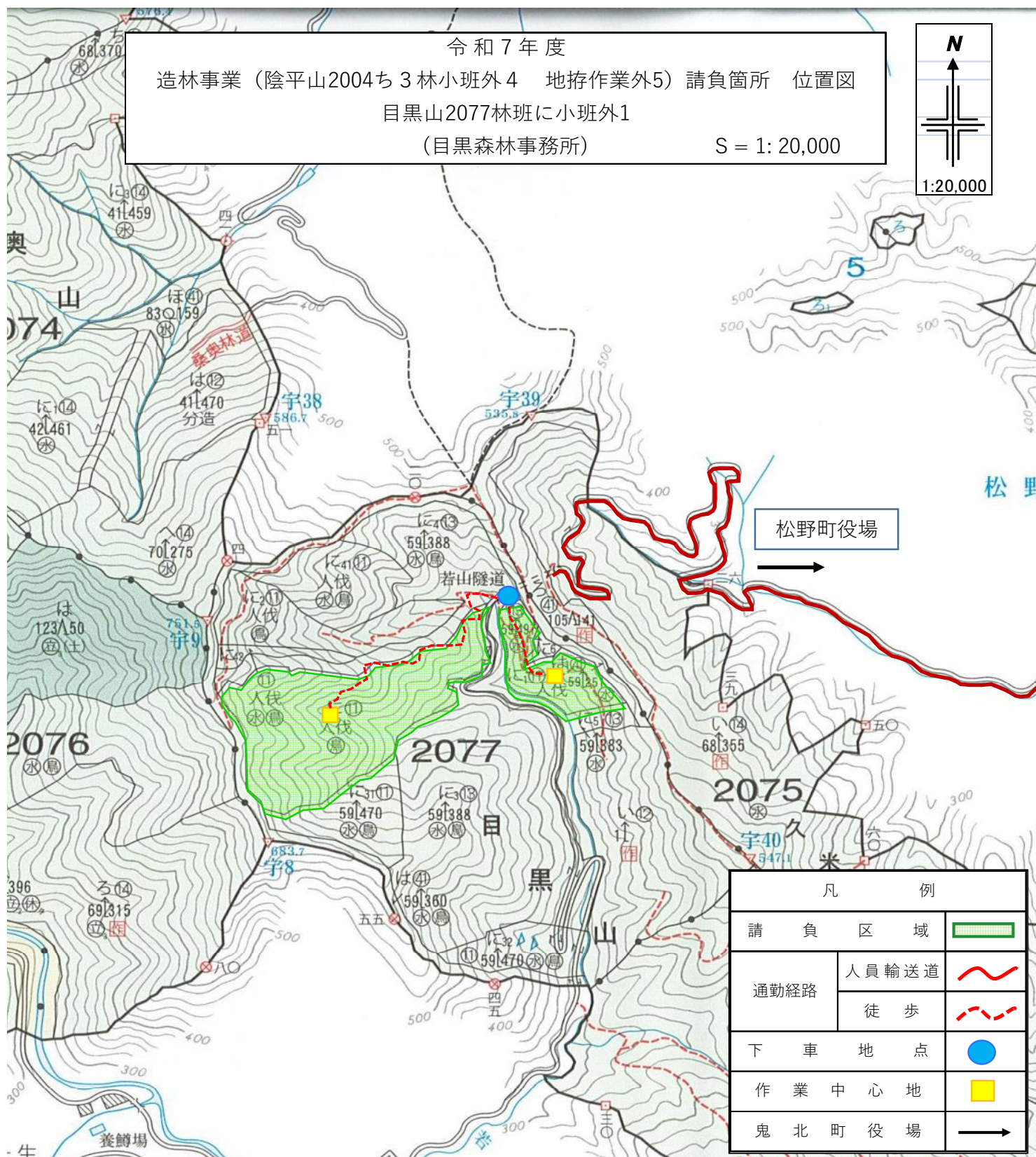
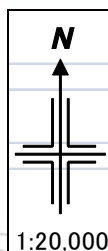
S = 1: 5,000



凡 例	
請負区域	
防護柵	
歩道	
林道	

記番	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量			請負 面積 数量	備考
						計		
5	2053は	下刈	1.95				1.95	(ha) 全刈
		防護柵点検・ 簡易補修	850				850	(m)

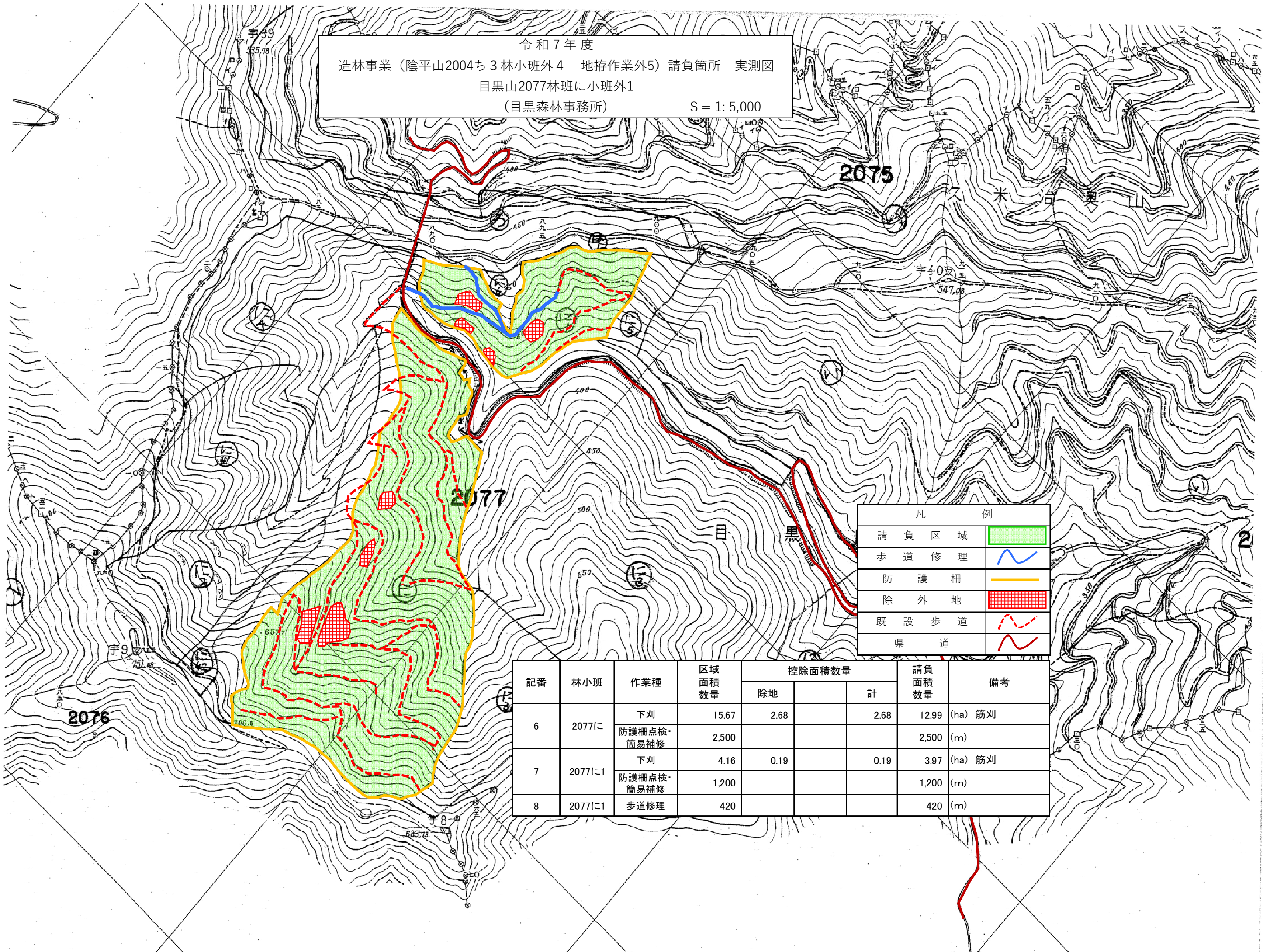
令和7年度
造林事業（陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5）請負箇所 位置図
目黒山2077林班に小班外1
（目黒森林事務所） S = 1: 20,000



凡 例	
請 負 区 域	
通勤経路	人員輸送道
	徒 歩
下 車 地 点	
作 業 中 心 地	
鬼 北 町 役 場	

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計 （km）	時間計 （分）	起点
		舗装路 （二車線 以上）	舗装路 （二車線 未満）	未舗装	徒歩			
6	2077に	2.2	5.8		0.8	8.8	25	松野町役場
7	2077に1	2.2	5.8		0.3	8.3	18	松野町役場

令和7年度
造林事業（陰平山2004ち3林小班外4 地拵作業外5）請負箇所 実測図
目黒山2077林班に小班外1
（目黒森林事務所） S = 1:5,000



凡 例	
請 負 区 域	
歩 道 修 理	
防 護 柵	
除 外 地	
既 設 歩 道	
県 道	

記番	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量			請負 面積 数量	備考
				除地		計		
6	2077に	下刈	15.67	2.68		2.68	12.99	(ha) 筋刈
		防護柵点検・ 簡易補修	2,500				2,500	(m)
7	2077に1	下刈	4.16	0.19		0.19	3.97	(ha) 筋刈
		防護柵点検・ 簡易補修	1,200				1,200	(m)
8	2077に1	歩道修理	420				420	(m)